

(様式第1号)

平成21年度第2回芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会 会議録

日 時	平成21年10月24日(土) 午後14時~16時
場 所	芦屋市役所 北館2階 会議室4
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 佐々木 勝一 委員 石濱 美奈子 委員 成田 直美 委員 栗田 沙織 委員 大脇 巧己 委員 河盛 重造 委員 西村 直樹 委員 野田 京子 委員 磯森 健二 欠席委員 藤井 清 欠席委員 牧野 君代 事務局 こども課長 中村 尚代 保育所担当課長 水谷 幸雄 主査 和泉 みどり
事務局	保健福祉部こども課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 委員・事務局自己紹介
- (4) 議題
 - 1.計画原案の策定について
 - 2.その他

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 次世代育成支援対策推進行動計画<後期>策定スケジュール(案)
- 資料3 正誤表
- 資料4 目次
- 資料5 第2章
- 資料6 第3章(特定事業の目標事業量)
- 資料7 第4章
- 資料8 第5章
- 資料9 計画<後期>策定における現状・課題と方向性
- 資料10 後期事業一覧 各項目について
- 資料11 移行一覧表(全事業)

資料12 移行一覧表（新規事業及び充実事業）

資料13 前期計画から後期計画へ移行しない事業一覧

3 審議経過

事務局より、芦屋市情報公開条例に基づき本委員会が公開であり、議事録及び委員名を公表すること等の確認。

< 開 会 >

委員長あいさつ，委員・事務局の自己紹介

< 議 事 >

（委員長）議事に入る前に，事務局は本日の資料の確認を行ってください。

【事務局より，当日配布資料1～8及び事前配布資料9～13の確認】

（委員長）それでは，事務局は議題1「計画原案の策定について」事務局は本日の資料とその運びについて説明をしてください。

（事務局）それでは説明させていただきます。

【事務局より，

資料2「策定スケジュール（案）」について，パブリックコメント・民生文教常任委員会・社会福祉審議会の日程変更の説明。

資料4～8の概略及び本日の審議事項について説明】

（委員長）何かご意見はありますか。なければ「第2章」について事務局は説明してください。

（事務局）それでは説明させていただきます。

【事務局より，資料5「第2章」について説明】

（委員長）後期計画書では，「第2章のデータに基づいてこういう施策です」というのが明らかにわかりやすくなるのでしょうか。

（事務局）どこまでわかりやすくなるかは，わかりませんが，前期計画書では個別事業と資料は分かれて掲載されていましたが，後期計画書では，個別事業に特に関係すると思われるアンケートの結果などの資料は，個別事業の章に組み込んでいきます。次回の策定委員会には冊子状にまとめた状態で提示する予定です。

（委員長）では，次回にはデータなどの情報と施策が関連付けされた内容が，冊子で見るこ

とができるんですね。

(事務局) はい。

(委員長) 子育てなどで行政に期待することについて、「こういうデータに基づいて、こういう施策です」という、説明はありますか。

(事務局) 本日は具体的には行いませんが、前回の策定委員会の時に決めていただきました「個別施策の重点化」に関して、配布資料にも記載しておりますが、重点化する施策については、最低でも一つは、新しい事業や、充実する事業など必ず入れていこうと力を注いでおります。それについては、アンケートの結果や、地域協議会のご意見、各課のヒアリングの結果などに基づいて重点化してきましたので、その部分の関係はかなり明白になるかと思えます。

(大脇委員) 重点化の部分については客観的に出せていて、これはこれでいいと思います。行政からの思いとして、このデータをどう見ているのか、どの辺りの数字を目標としているのか、もう少しわかるようにしたらどうでしょうか。全部は無理でしょうが。

具体的にいうと、「サービスが良い・悪い」の結果や、「芦屋は子どもを育てやすい・やすすくない」という結果を、最低でもどのくらい以上をしたいと思って施策を決めているのか。そのイメージがちょっと見えれば、われわれとしても「行政はこんなところまでをがんばろうとしている」という姿勢がわかるのですが。

(事務局) 現実としては難しいです。アンケートの結果も蓋を開けてみれば、まったく予想と違っていた部分もあります。評価委員会の検証の中にもあったと思いますが、やはり目標達成の数値が悪い施策はアンケートでのニーズが高く、こういうものについては具体的に目で見たらわかるのですが、かなり良い評価が得られていて、充実してきた施策についても、前期計画の目標がどのくらいのレベルかというのがあるかもしれませんが、ニーズについてはさらに高いというものもあります。こちらの思いがそのまま答えになっているものは、なかなかないですね。また逆に、ここまで求められているものについて、行政が対応できていないということも明らかにわかりましたし、だからこそ、今回の重点化がそれを反映したものになってくるのではないかと思っています。

(委員長) むしろ、私たちのほうから、ここは重点的にやってほしいということを書いていく機会でもありますね。

(大脇委員) 例えば、街づくりを考えたとき、一戸建てが増えるのか、集合住宅が増えるのかによって当然、どういふかたがたが増えるというのがわかるので、それによって

五年後の状況が予測でき、「この辺の施策をもっと手厚くしよう」とか、逆に「バランスを変えよう」とかがあると思います。多分、行政の皆様は計画されていると思うのですが、それがなかなか表に出てこない。表に出すのは難しいとは思いますが、出せる数字は見せてもらおうと非常に興味深いし、具体的に「行政はそう思っているが市民は違う」と、その辺もはっきりするなと思いました。

(委員長)他に何かご意見はありますか。なければ「第3章(特定事業の目標事業量)」について事務局は説明してください。

(事務局)それでは説明させていただきます。

【事務局より、資料6「第3章(特定事業の目標事業量)」について説明】

(委員長)病児・病後児保育事業は現在0か所であり、目標が1か所となっていますが、こども課・健康課・芦屋病院と連携して目標達成するということは可能なのでしょうか。

(事務局)これについては現在努力中でございます。今年目標達成年ですので、今年中に達成するべく動いてはいます。当初、病後児保育は芦屋病院で実施するというところで、芦屋病院と話をつめていたのですが、なかなか実施しにくいという事情が発生し、その後も違うところでいろいろ模索しているのですが、なかなか思うように進んでいないというのが現状です。ですが、今年度中に実現させたいということで動いています。

(事務局)今、計画では保育所で病後児保育を実施するというところで、実現に向けて協議中でございます。

(磯森委員)受け入れ先のこともあるので、今はっきりしたことはいえない状況です。

(野田委員)病後児保育はあまり必要性がない、ということではないのでしょうか。

(河盛委員)いいえ、ものすごく要望があるんです。

(野田委員)そうなんですか。

(河盛委員)これは、どの市も造らないといけないということで、はっきりいえば、国の命令みたいなものです。実は、個人的にはいろいろ他市の施設を利用されているんです。私のところにこられているお子さんでも、灘区にある施設と個人的に契約されて利用されている方がいらっしゃいます。で、神戸市はわりと何か所かあるんですが、阪神地区は非常に少ないです。個人的に利用されている人はおられるんですが、

非常に限られた方です。

(磯森委員) 芦屋市の保育所の入所のお子さんが個人的に他市の施設を利用されていることに対しては、市内の施設もしくは市がそういった受け皿を早急に整備しないといけませんと思いますが、実際には協議をさせていただいてから、できるだけ早急を実現したいと思っています。

(河盛委員) 26年度の目標が「1か所」はいいんですが、定員が「200人」というのは年間の人数ですか。

(事務局) 年間の延べ人数です。

(河盛委員) 前期計画では、目標は確か一日4人くらいだったかと思いますが。

(事務局) 当初はそうでした。

(河盛委員) 一日4人だと年間800人、年間200人だと事実上一日1人しか利用できないということで、あまりにもさびしい。

(事務局) 他市の実績を見てもかなり少ない状況です。

(河盛委員) 小児医療の受診が多い時と少ない時があり、多い時は結構な数がありまして、結局、気候のいい時にはそんなに病気がないので(病後児保育も)利用はないです。利用が必要となる時にはかなり混み合って利用できないというのが多いです。例えば今なら季節がいいのでそれほど利用も多くない。私自身思うのは目標が200人というのはちょっとさびしいです。

(大脇委員) 目標を「200人」とする根拠がわれわれとしては重要です。最大何人まで収容できて、まさに河盛委員がいわれるように、何パーセントが利用されるから何人、というのが本来の目標であり、ただなんとなく「200人」といわれるのはどうかと思います。この数値の根拠はどんなところからできているのか、それがもしあるのなら教えていただきたい。

(事務局) 非常に難しいですね。実際にやってみなくてはわからないところがありますので。

(河盛委員) 「一日何人」という方が、目標としてはふさわしいのではないですか。

(野田委員) でも、それじゃ1か所では無理かもしれませんね。

(河盛委員) 通常，1か所でだいたい3人から多いところで10人くらいですね。

(野田委員) ちなみに神戸とか，近隣ではどのようになっていますか。

(事務局) 確か神戸市は，市が委託した施設ですが，5，6か所の病児・病後児の施設があります。西宮が1か所，尼崎は2か所で，伊丹も1か所だったと思います。最新の実績は持っていないのですが，2，3年前の状況では，利用についてはやはり非常に低いのでそういったところも参考にしております。

(河盛委員) 結局定員が少ないので，病気というのは一度に発症しますから，集中してしまうことになるのです。普段は要するに暇なわけです，小児科もそうですが。

「さあ，利用しようか」という時にはいっぱい利用できない。元気な時は別に必要ないですから。結構キャパシティがあっても実際に利用しようとする満杯だったりします。満杯か，がらすきかという，そういう性質のものなんですね。なので採算もあいませぬ。

(事務局) ホームページを検索してもあまりそういう医療機関はできません。そういったことで，大きな市でも1か所くらいしかないと思うのですが，病後児保育をお願いしたくてもお願いする先が少ないという現状があるので，実際に一日4，5人お願いしたいと思っていても受け皿としてあるかという難しい状況です。近隣では東灘区にあったようですが，今年の春でおやめになっていました。多分採算が合わなかったのだらうと思います。NPOでもされているところがあるということですが。

(大脇委員) 先生が自分でNPOを立ちあげて実施されています。

(事務局) 以前，私がNPOの会議に出席した時にお聞きしましたが，全部持ち出しで奥さんの収入で生活しているとおっしゃっておられて，志は高くいらっしゃるのに現実には非常に厳しいんだな，ということを実感しました。市がお願いしたくても「受け皿がない」というのが現実と感じています。

(河盛委員) 人員ですが，結局，一日の病後児の定員が5人だとすると，5人を受け入れるためには，看護師さんをおる程度採用しておかなければなりません，普段は完全に余剰人員になってしまいます。シフトも組みにくいし，そういう人たちの給料をどう保障するかも問題です。

(事務局) 病気によって，例えば感染症と感染症でない病気によって経路を分けないといけないということで，施設もそれなりに整備しないといけないので，受け手もかなり厳しいこととなります。ですから，なかなかニーズに答えられないという状況があ

ると思います。

(河盛委員) 医療機関が保育所も経営しているというのが、保母さんも看護師もいてそれで適当にシフトが組めるので一番いいのですが、保育所を経営していて医療機関も備えるというのは看護師を拘束しておかないといけないので、患者がいない時はまったく無駄になるわけです。

(事務局) この5年間にいろいろと、いくつかのところと協議しているのですが、なかなか話がまとまらないというのが実情です。

(西村委員) 確かに状況は厳しいとは思いますが、目処というか、それに対しての明るい見通しなどはあるのでしょうか。交渉の目処が全然たっていない状況なのか、ただいま交渉中なのか・・・。

(事務局) 交渉中です。

(河盛委員) 保育所が病後児保育をやる場合も、受け入れる患者さんの条件をしぼれば、そんなに難しいことじゃないと思います。何でもかんでも受け入れると大変になってしまう。例えば、インフルエンザの患者さんの場合、最初の二日間くらいは何が起こるかかわからないので、そういうのは受け入れることはできない。保育所は最低でも2日間は休まないといけません。でも熱が下がってからの三日間は別に怖くないので、そういう方だけを受け入れるとか、他にも例えば水疱瘡だと二週間くらいかかりますが、特別なことはないですから受け入れるとか。インフルエンザの子を受け入れないとだめとか、そんなことはとんでもないことで、医者しかできないことです。条件さえつめれば、保育所でできないことはないと思います。ただ条件を大幅に絞る必要はあります。病後児保育はなんでもかんでも受け入れるものではない。

(大脇委員) ということは、目標としては「1か所」つくるというよりも、やれる内容のほうを目標にするべきということですね。ここまでは簡単にできる、これは技術的にも厳しいからできないとか。

(河盛委員) これはあくまで病児・病後児保育という「事業」ですから、「ファミリー・サポート・センターで病気の子を預かる」というのもあったかと思いますが、そういったものもこれに含まれてもいいと思います。保育所でやると決めないで、そういうのも組み合わせたらどうかと思います。

このファミリー・サポート・センターについて、現状「1か所」で目標が「1か所」はおかしいと思います。むしろ、協力会員を何名に増やすとか、そういったものを目標にすべきであって、「1か所」を「1か所」にするというのは目標にならない

いと思います。

(事務局) 目標事業量については国の報告の様式で「か所数」を目標とすることになっております。

(副委員長) 前期計画では「病児・病後児保育」は「施設型」と「派遣型」と書いてあるのですが、「施設型」のことをおっしゃっていますか。

(事務局) はい。

(副委員長) 「施設型」は使い勝手が悪いと聞いています。子どもを連れて行かなければならないのが大変で、「派遣型」の方が使い勝手がよく、特に障がいの重い子にはいいと聞いたことがあります。

(委員長) 前期は両方考えておられましたよね。後期では国に報告するのは「施設型」ということですが、芦屋市の計画の中では「派遣型」も入っているのでしょうか。計画のほうに「派遣型」も入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(大脇委員) 後期計画の新規事業の中「ファミリー・サポート・センター事業」の中で病後児保育を試行していて、これから本格化されるんですよね。これは医療者の派遣ではないですが、「派遣型」はこれ以外にあるのですか。

(事務局) ファミリー・サポート・センターでは、今まで任意で、協力会員が了解されれば病後児の方を受け入れていましたのが、今回、後期計画策定にあたりましては、病後児の受け入れについて研修等受けていただき、医師会等の医療機関のサポートも受け、体制を整えて預かることができるようにと考えており、事業の充実として盛り込んでいます。「これを病後児保育とすればいいじゃないか」とするならば、それはそれでいいのですが、ただ目標事業量としては「か所数」となっていますので、派遣する場合には「か所数」で報告というわけにはいきません。

(委員長) ということは、実施するが「病児・病後児保育」には含まないということですか。

(事務局) 含みにくいと考えております。

(委員長) でも実績はあるんですね。

(事務局) 協力会員の了解のもとで実施しており、体制として整っているわけではないのです。この方たちの善意に頼っていたのが実情です。そこのところをちゃんと制度化していきたいと思っています。やはり病気の後といっても、なかなか責任の重いも

のですから、行政がなし崩し的にその方の善意に頼るといふわけにはいかないと思っています。どのようにできるかはわかりませんが、「やる」ということで進んでいきたいと思います。

(委員長) 単純に実施するのは危険ですね。

(事務局) 医療機関等とも相談させていただく中で考えていきます。また国からもファミリー・サポート・センター事業についていろいろ提案がきております。一番いいのは看護師資格をお持ちの方ですが、国は、最初は有資格といていたのですが、それをどんどん広げて、資格がなくてもよい、としてきました。しかし、私たちも願う以上、やはり責任があると考えておりますので、資格のない方にも願うのはまだちょっと大変だと思っています。協力会員の方たちにも了解いただいてその体制でやっていくことが合意できればと思っています。

(河盛委員) 協力会員は何人おられますか。

(事務局) 平成21年3月末時点で173人です。

(河盛委員) 今は資格のある方の登録はあるんですか。

(事務局) 確認してみたのですがほとんどございません。

(委員長) ご近所同士で預かるというのは危険だから、例えば、こういう状態だったら大丈夫とか、主治医からの許可があればいいとか、そういったなんらかのスクリーニングはいるでしょうね。

(事務局) 組織で実施しているのであれば、かなり規制もしやすいのですが、個人対応になってくると、顔見知りであるとか事情がわかるからとか、断りづらい状況も出てきますので、余計にしにくい部分があります。「きちっとしてくださいね」と行政が言ったとしても、現場ではなかなか難しいのではないかと推測されます。今のファミリー・サポート・センターでは、協力会員1人に対してだいたい3人くらいの顔なじみの依頼会員ができます。その子の常の状態を知っているとか、なついているとか、事情がわかっているとか、癖がわかっているとか、それに相性もありますし、そういう方とマッチングをしていると、だんだん懇意になってきますのでなかなか断りづらい。「ここまではだめ」といっても「ちょっとだから」というのが現場ではあると思います。そのあたりは、行政が強制するのが難しいところと思われま

(委員長) それでは、ファミリー・サポート・センターでの病後児保育の「派遣型」というのは制度上にあげにくいんですね。

(事務局) トライしたいとは思っています。

(委員長) この件以外に何かありますか。

(大脇委員) 特定事業の一覧の表記について、これで仕方ないとは思いますが、毎回思うのですが、目標の年度が最終の26年度しかないというのが、策定する側として本当にそれでいいのかと気になっています。「充実」や「継続」はいいとしても、全く新たに追加する事業については、何年度を第1の目標に置いているのかということ、ここに書かないまでも具体的に書けるところで示して欲しいと思います。

(委員長) 中間目標ということですね。

(大脇委員) そうしないと評価委員も、本当に実施しようとしているのか、やらなければならないのに先送りされているのかがわからない。行政としても、実施予定が決まっていなくては予算化もできないわけですよ。優先順位があるはずなので、あくまで最終年度ではなくて、だいたいこれくらいの時期を目標にして、それがダメなら最悪26年度にはなんとかする、というのが必要ではないかと思います。

(野田委員) 病児・病後児保育の20年度実績は「0か所」ですよ。それはそれで国は認めてくれるのですか。「0か所」で出しても何にも指導はないのですか。

(事務局) 現状です。

(野田委員) 国からは「事業を実施しなさい」と言われているんですよ。

(事務局) 事業として今はありませんが、今後新たに実施するということですから、いい方向に向かっていますので問題はないと考えています。

(野田委員) 今の「実施が難しい」というお話からすると、26年度に実施できるのでしょうか。26年度にまた「0か所」でも何にも指導はないということなんですよ。26年度に「1か所」になっていればいいですが。目標として「1か所」と書いてありますが、内情を聞くとほんとに1か所になるのかなと思います。聞かなかつたら「1か所」に増やしてくださるんだなという希望があるかもしれませんが。

(委員長) 評価委員会というのは5年に1回ですか。

(事務局) いえ毎年です。

(委員長) 毎年ならその都度、この件については報告してください。

(野田委員) しっかり実施状況を書いていただくようお願いします。

(事務局) これまでも評価委員会にご出席いただきご存知かと思いますが、所管課とは来年度どうするのかということも含めてヒアリングしておりますので、来年度にどうするというのはその前年度にはわかるようになっています。

「今年度どうしたか」ということと「来年度に向けてどうしているのか」ということの両方を実施状況に記載するよう、評価委員会からご指示いただいておりますので、ヒアリングの中で聞き取り記載しております。ですから、「21年度にはなんとかしなくちゃいけない」と事業課全般にそういった危機感のようなものがあり、ハードルは低かったかもしれませんが、それをクリアしようと頑張ってきましたので、やはりこれはよい啓発になったと思います。

(委員長) 意見を反映していただきたいと思います。

それでは次に進みたいと思います。「第4章」の説明をお願いします

(事務局) それでは説明させていただきます。

【事務局より、資料7「第4章」、
資料3「正誤表」
資料10「後期事業一覧 各項目について」
資料11「移行一覧表(全事業)」
資料12「移行一覧表(新規事業及び充実事業)」
資料13「前期計画から後期計画へ移行しない事業一覧」について説明】

(委員長) 何かご意見ありませんか。

第4章について「健康増進・食育推進計画」や「障害者(児)福祉計画」で推進する事業は、それぞれの計画の担当課で推進するということでしょうか。

(事務局) はい。既に策定されています「健康増進・食育推進計画」では、施策の構成が次世代の母子保健施策の構成と似ておりますので、「健康増進・食育推進計画」の計画書から母子健康の部分を抜粋して別添で次世代の計画書に掲載させていただこうと思っています。

また、障害児施策について、「障害者(児)福祉計画」では障がい「児」と「者」が一緒に記載されている施策が多く、担当課と調整した上で、障害児施策に関係するものを抜粋しまとめて別添として掲載することにしております。

(委員長)「小児医療の充実」は「健康増進・食育推進計画」に含まれていますが、次世代に載せなくてもいいのですか。

(事務局)「健康増進・食育推進計画」でも、「小児医療の充実」については目標が「充実」となっていますので。

(委員長)次世代からはずれて不都合はありますか。ないですね。市全体としては、どこかの計画で推進されているというわけですから。

(事務局)どちらの計画も1年以上かけて、学識経験の方や市民委員の方にも入っていただき、策定委員会を何度も開催し、時間を費やして計画を策定しています。ただ、評価方法については、当然それぞれの評価委員会で違う部分もたくさんあると思います。

それと、ここに出てきます具体的事業について、一つずつ目標達成していくのは非常に大事な事ですが、もともと次世代で推進する具体的事業を決める基準がないので、その選出についてはそれぞれの事業担当課に任せています。全てを出し切れないぐらいの事業をもっておりますので。

そのため、次世代の計画に載っている事業、載っていない事業というのは当然ありますし、また次世代の計画には載っているが、「健康増進・食育推進計画」や「障害者(児)福祉計画」には載っていない事業もあるかも知れません。推進体制や評価体制は違いますが、それぞれ計画を推進していくことで、施策全体が底上げされることになると考えております。

各計画と次世代の計画との整合性をどのように図るか、いろいろな議論をする中で、そういった考え方をすべきではないかという結論に至りました。

(委員長)評価委員会もそれぞれの事業担当課でされるということですね。次世代では評価しないと。

(事務局)はい。ただ、他の施策に重なる再掲事業については、その施策が関係しますので、数値的な実績は報告を求めているかと思っています。

また、母子保健関係や障害児施策関係は次世代の構成の中に組み込まれていますので、進捗状況についても、どういう形になるかわかりませんが、やはり報告を求めていくべきではないかと思っています。それは、評価をするということではなく、経緯・経過を聞いて確認をする、ということで、事務局としては必要な作業ではないかと考えております。

ただ、それにつきましては、後期計画の評価委員会の意見に基づくものと考えておりますので、またその時にお諮りさせていただこうと思っています。

(委員長)「これは、次世代の担当ではないから状況は教えない」ということにはならないで

すね。

(事務局) ならないと思います。

(委員長) では、そう期待しております。

他に何かございませんか。忌憚なくいろいろおっしゃってください。

(野田委員) 質問ですが、「地域における子どもの居場所づくりの推進」で、「現状と課題」の中に「塾などで集まりが悪い」とありますが、これは塾にいかない段階、小学校に行かない段階の子どもさんは別、と考えていますか。要するに、前に申し上げましたが、私の孫が公園に行っても誰もいない、遊ばせたいけど誰もいなので3歳児保育に入らなければならないという事態になります。

ここには、就学児童のことばかり書いてありますが、例えば、公園は何㎡に1つ造ることと決まっていますが、公園はたくさんあっても子どもが集まってこないなら、子どもが集まってくるような、幼稚園に行っていない3歳児が集まってくるような、そういう公園を作って、子どもが3歳児保育に入らなくてもいいようにしていただくといいと思うんですが。

この施策から外れるべきものなのか、入れるべきものであれば、就学児童だけでなく子どもの対象年齢を低くしてほしいと思うのですが。

(事務局) ここでの「子ども居場所」というのは、学齢期を指しています。就学前の子どもについては、「親子の居場所」といいますが「親子・親同士の交流の場」になります。

(野田委員) 別になっているわけですね。

(事務局) そうですね。どちらかという親を中心としています。3歳児が単独でどこかに出かけるということは想定されていません。

(野田委員) 3歳児には親がついていきますからね。ただ、小さい子の体操を外でするといようなイベントをすれば、そこでお友達ができますよね。

(事務局) 乳幼児の施策についてはすごくたくさんあると思いますが。

(野田委員) でも、ここの施策は全部、就学児が対象ですよ。

(大脇委員) ちょっと細かくなるとは思いますが、「現状・課題と方向性」(資料9)の例えば最初の「基本目標1(1)多様な子育て支援サービスの充実」を見ていただくと、文章が「現状・課題」と「方向性」と、ほとんど同じことしか書いていない。「現状・課題」の一番下から6行目「すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込む

ことなく・・・」から最後まで文章をさらにもう少し削ったら、「方向性」と同じ文章になってしまう。まったく同じことを、細かく書いているか抽象化しているだけで、では、「方向性」はどうなんだ、ということになってしまいます。

先ほど野田委員が質問された中でいたように、「方向性」というのは、「こういった現状や課題があるから、乳幼児ではなく児童に対して施策を実施します」だとか「乳幼児と分けて考えていきます」というのが本来の「方向性」ではないかと思えます。

どこまで具体性を持たせるかは難しいのですが、先ほどの「地域における子どもの居場所づくりの推進」のところでも、「居場所づくりを推進してきたが、なかなか昼間は集まらない」という、「現状・課題」があって、「方向性」は、「子どもの居場所を充実させる」ということですから、それなら、何も変わってないことになりません。「だからどうする」という「方向性」が文章にでていないと思えます。

(事務局)「地域における子どもの居場所づくりの推進」については、「現状・課題」が「いろいろ事業を実施しても集まらない」ということだったので、「自主活動できる場」を取り入れ「方向性」としたつもりです。

書き方もどうしようか議論しましたが、「これが足りない」「だから足りるようにしよう」というのが、「方向性」になるのかと。その下に具体的事業がありますのでそれも含めて「方向性」ということになっていくと考えました。

(大脇委員)事務局の言うことはその通りですが、その感覚で読んでも、「方向性」自体が漠然としすぎています。こうやって話していると「現状・課題」をこう変えていけばいいんだと伝わってくるのに、文章にすると「個別施策」としてしかでてこないから、一足飛びに「個別施策」といわれても、一般の人はご存知なのか、ご存じない人には、どうしてこの個別施策が出てきたのか、この「方向性」だけでは漠然としすぎています。「現状・課題」があまりにも「方向性」と近いです。

(事務局)これが、個別施策にひとつの事業なら、「これをしましょう」と絞りやすいのですが、前期から継続する事業も含めると、事業がたくさんあり、その事業全体に対してのことを書かなくてはいけませんので、どうしてもまとめた書き方になってしまいます。全部をオブラートに包んでしまう書き方にならざるを得ません。

(大脇委員)「方向性」の文章の上に書かれている太文字の文章には、細かく書いてありますが、その部分が消えて、「方向性」の文章と具体的な事業だけになると、本来の一番の思いが消えてしまいます。それと、大まかに書いてしまえば、「周知徹底」と「充実」という言葉が絶対全部に入っている、そういう書き方しかできなくなると思えます。

(事務局)例えば、重点個別施策については、太字の文章をかなり意識して具体的事業を出

してきているわけです。しかし、全体のことを通して書こうとすると、書けない部分もでてきます。

(大脇委員) では違う角度からいうと、大きく方向性を変えようとしているものがいくつもあります。その中で特に大きく考え方を改めて臨もうとするものがありますか。もしあれば、そこくらいは頑張ってお書いていただきたいです。

(委員長) 全体からみると、子どもたちの自主的な活動を支援するとか 子どもの人権を尊重するとか、そういうことが後期計画のメインではないのですか。

(事務局) 「人権」については、今まで「擁護」であったものを「子どもの権利の表明」といいますか、自主的な活動や自主的な意見表明など、そういう活動を支援していくことを「方向性」に入れていきます。

(委員長) 子どもを守るのが大人の役割というのではなく、子どもが自主的に守る力を自分で育てていくということですね。

(事務局) 「地域における子どもの居場所づくりの推進」もそうですが、事業を実施して子どもを集めるというのではなく、子どもが自分たちで何かをする、ということについて支援していく、そういう部分を後期計画では取り入れています。

(大脇委員) そういう言葉があれば、「だから、こういう施策を充実させようとしているんだな」とか「方向性が変わったんだな」とか、「行政がやるのではなく地域に頼むと言っているのはそういう理由なんだな」ということがわかるのですが。

(委員長) あちこちに書いてはあるようです。

(大脇委員) 少しは出てくるのですが。

(副委員長) 他の意見ですが、特に達成状況の低い施策が「ひとり親家庭への自立支援」で、重点個別施策となっています。実はこれは経済的支援のことですが(生活保護費の)母子加算が復活して、ちょっと気にかけているのが、逆転現象が起きてきて生活保護ではないひとり親で頑張っている家庭は、子ども手当を実施するということですが、生活がますます苦しくなるということで、その厳しい状況の中で、重点個別施策として推進するというのは市単独で何か考えるということですか。

(事務局) 市単独では考えにくいです。

ただ、政府へはこれまでも毎回、例えば父子家庭への児童扶養手当の拡大等を要望として出してきております。しかしなかなか一つの課でなんとかなるというもの

ではありませんので、できることはやろうということで、要望は出してきたというところでは。

先ほど副委員長がおっしゃった「逆転現象」については、生活保護担当者も懸念しているところで、例えば子ども手当を収入認定するのであれば生活保護費からその分が差し引かれるのですが、収入認定しないとすると、生活保護費と別に子ども手当がもらえることとなります。そうすると子どもがいればいるほど収入が増えることになり、生活保護を受けないで頑張っておられる方の就労意欲を欠かせることになるのではないかと、現場では、本当にそれでいいのかと非常に心配しているところでございます。

(副委員長) 非常に深刻で芦屋市だけの問題ではないのですが、子ども手当は来年実施するんですよね。母子加算は12月に復活するんですよね。全然時間がないです。そのあたりが非常に気になりますね。

(大脇委員) 芦屋市は非常に良い制度で父子への福祉金があったのに廃止されました。

(事務局) 今回、個別事業の中で新たに父子家庭への児童扶養手当の拡大を掲げております。どの政党のマニフェストを見ても、父子家庭への児童扶養手当の拡大というのが書かれていましたので、これは必ず実現されると期待しております。ただ、それに先行して芦屋市でなんとかするということとはできないのですが。

(大脇委員) ここで議論することではないのかもしれませんが、保護者に対してお金を渡してサービスを受けてもらうという方法はかなり危険だと思います。だから逆転現象が発生することにもなりかねない。逆に公共サービスを無償化もしくは低額化していく方法、つまり実際に利用すると子どものためになるという方法が、もらった保護者が何に使ってもわからないというよりは支援する方法としていいのではないのでしょうか。

自主財源、市単独事業でできないのがつらいところですが、全ての人の子育て支援を網羅しようとするなら、そういう方向性も必要だと思います。

(事務局) 大脇委員のご意見については、現場ももちろん懸念しておりますし、いろんな方とお話をさせていただく中で、どなたも同じようなことをおっしゃっているのに、国がそのことを考えないのはどうしてなんだろう、と思うところです。

この件につきましては、国への要望の機会があれば、言っていきたいと思っています。

(委員長) 時間もないので次の「第5章」について事務局は説明をお願いします。

(事務局) それでは説明させていただきます。

【事務局より、資料8「第5章」について説明】

(委員長) 何かご質問はありますか。

第5章の3ページ目(資料8)の図で推進協議会と評価委員会はつながっているのでしょうか。つなげる必要はないのでしょうか。

(事務局) 推進協議会の団体から評価委員会の委員を選出していただいております。推進協議会は出席していただく方を委嘱しているわけではないので、代理で出席いただく場合もあるかと思いますが、推進協議会の中で情報は共有していただき、推進協議会を母体にしながらからその中から評価委員を推薦していただいておりますので、推進協議会での情報は評価委員会でも共有していただけたらと考えております。

(委員長) ひとつだけいいのでしょうか。資料8の2ページ目の「行政」のところで、「教育」と「福祉」の連携は困難だと感じるのですが。例えば認定保育園は無理にしても、空き幼稚園を保育所に使うなどは可能なのでしょうか。

(事務局) 現在は、浜風夢保育園が浜風小学校の中で運営されていますので、芦屋市は連携できていると思います。

「子ども」をキーワードにして、福祉だから、教育委員会だからというのではなく、いろんな部分で当然連携していかないといけないと思いますし、以前よりはかなり連携ができていると思っています。

子育てセンターが生涯学習課からこども課に平成17年度に移管されましたし、教育委員会だけで開催していた教育相談連絡会については、こども課の家庭児童相談員が出席するようになり、子育てセンターのホットラインとも連携ができてきています。それから地域福祉課が事務局の主任児童委員連絡会、児童の問題を専門に対応しているのですが、もともとはこども課の家庭児童相談員と月1回、見守りの連絡会を開催していました。この会はかなり具体的に情報交換できるとても有意義な会ですが、この会にも学校教育課から担当主査が出席するようになり、教育委員会も一緒になって情報共有ができています。そういうことから随分変わってきたなと感じています。

(委員長) こどもを取り巻いているいろいろ変わっていかないといけないですね。ありがとうございました。

(成田委員) 全体を通してですが、現状・課題の中に「認知をされていない」とか「周知徹底がされていない」ということが、とても多いように感じます。これは今に始まったことではなく、これまでもずっと同じように繰り返してきていると思います。

例えば「コミュニティスクール」というとてもいいシステムがありますが、そういったものをもっともっと活用していただけたらなと思います。なかなか参加してもらえないという事情もありますが、9つのコミスクでは、夏まつりやもちつき大会などを開催しており、本当に多くの子どもたちが、家族・おばあちゃん、おじいちゃんまで参加して、多いところでは1,000人とか2,000人近くこられると聞く場合があります。そういう場を利用して、例えばこども課がブースを出しているような活動をPRするとか、簡単なアンケートを実施すれば、郵送料も必要とせずにとくさんの数が集まると思いますので、どんどん頑張って活用して欲しいと思います。

(粟田委員) 母親としての目線で意見を言わせていただきます。

芦屋市は子育てがしやすいまちだという声を実際でしていると理解しましたが、将来性の話をするとき、7割の人たちの満足度を上げていくのか、残りの3割の不満を持つ人をどれだけ7割に足していくのか、という2極性があると思います。芦屋市は他の市とは違うというところをもっとアピールできるようにしなければならぬと思います。また、このまちで育った子どもたちが、またここで子育てをしていきたいと思えるような、次の世代、さらに次の世代へとつないでいけるようなそんなまちを目指して欲しいと思います。

(石濱委員) 子どもに関する仕事をしたいと思い、環境の良い芦屋市を選び引っ越してきました。子育てへの支援が市内だけでなく外へも見えるようにしていただきたいと思います。

(委員長) ありがとうございました。他にご意見がなければこれで閉会とします。

<閉会>